

総合教育会議資料



放課後における児童の居場所づくり

～人口増を見据えた、「市民の居場所づくり」のために～

令和5年7月
都城市教育委員会

1 本市が目指す大きな目標

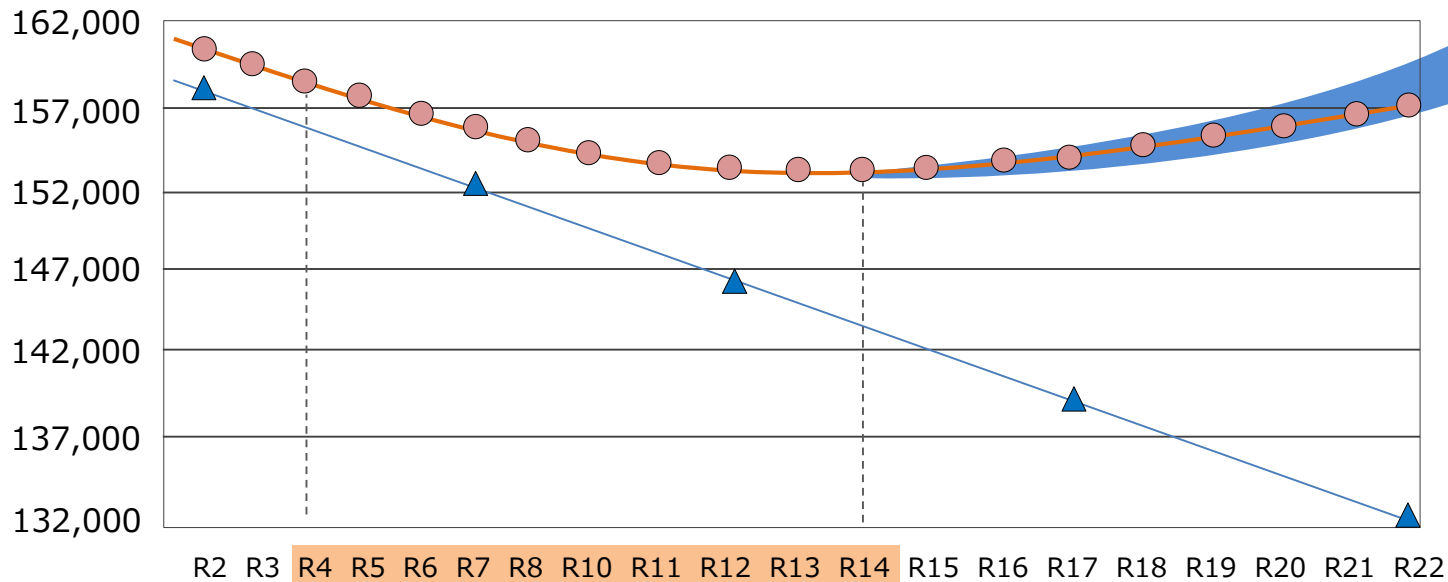
Point! 人口増へ！どうすべきか どう在るべきか

対策

市長部局と教育委員会が両輪となって施策を推進！

想定

目標を達成したその時、どう在るべきか！



＼ 検討しておこう！



2 移住・定住の促進

Point! 市民の「都城で暮らしたい」を支援

中山間地域
中山間以外

中山間地域の割合
89.1%



中山間地域へ移住
500万円
(中山間地域以外は400万円)

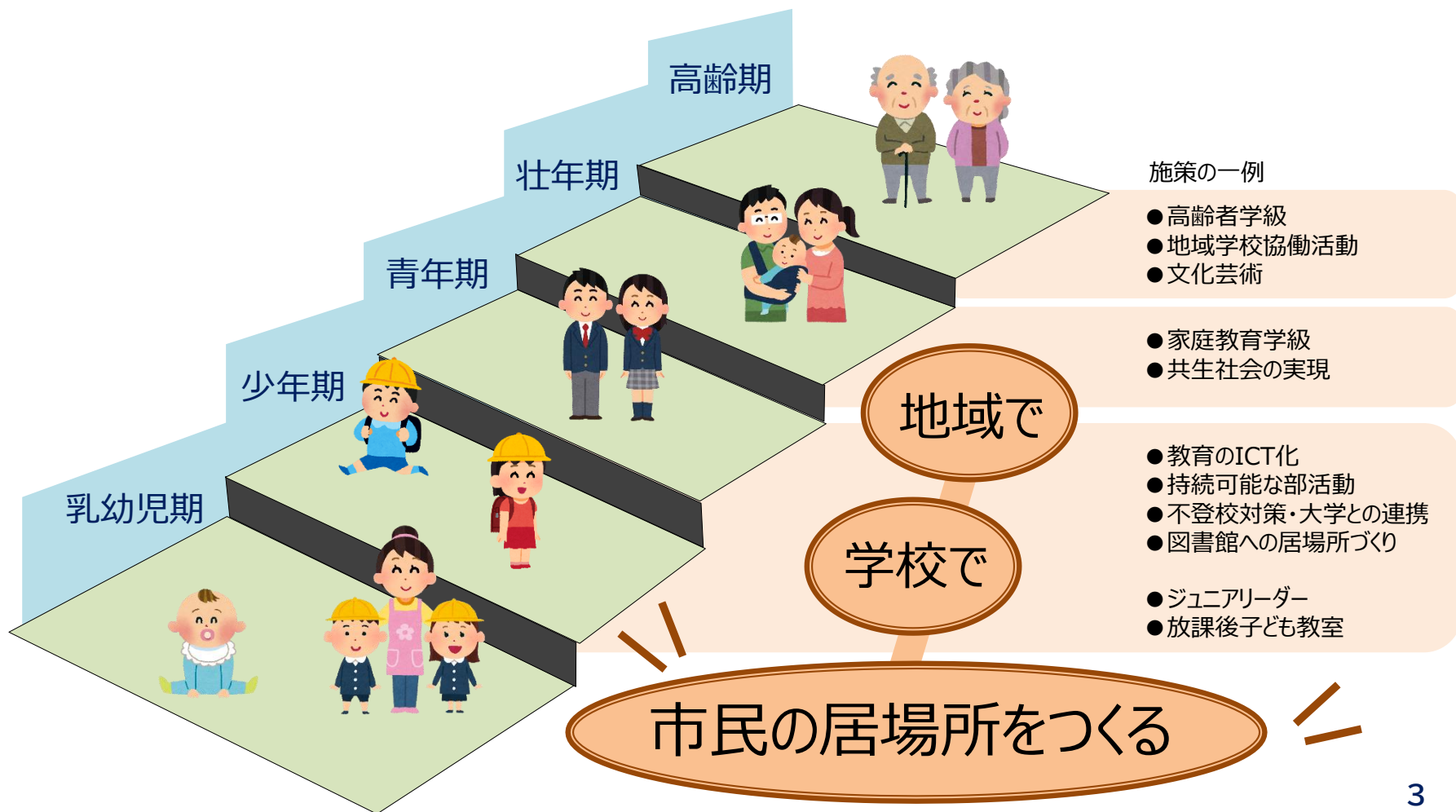
そのために、
教育委員会として
考えるべきことは？



(例) 夫婦+子2人

3 キーワードは「市民の居場所づくり」

Point! 市民のライフステージ。その時々を支えている！



4 総合教育会議のテーマとして

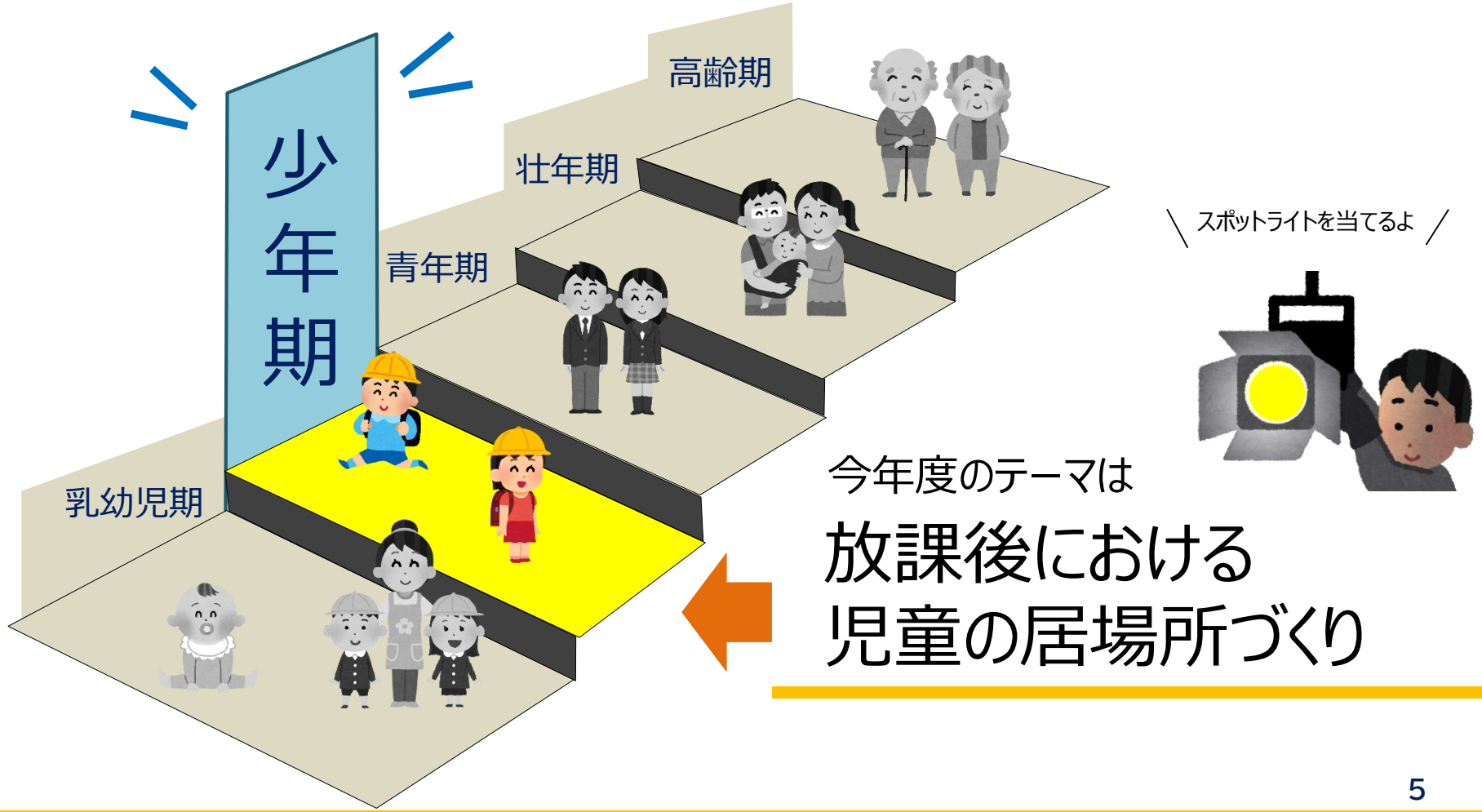
Point! 人口減少対策 × 市民の居場所づくり

「市民の居場所づくり」を軸に、複数年度に渡って意見交換したいと考えます。



5 今年度のテーマは！

Point! 今年度のテーマを選定！



6 放課後児童への3つの施策

Point! それぞれの特色

放課後児童を対象とした施策のうち、以下の3つにスポットを当てます

施策	放課後児童クラブ	放課後等デイサービス	放課後子ども教室
国所管	厚生労働省	厚生労働省	文部科学省
担当課	こども政策課	障がい福祉課	生涯学習課
目的	生活の場（預かり）	発達支援の場	活動の場 （地域とのつながり）
就労要件	あり	なし	なし
開設場所	市内全域	市内全域	市内の一部地域

7 放課後児童クラブ（こども政策課）

Point! 安全・安心な「生活」の場として！



放課後児童クラブ

児童福祉法

- 保護者などが働いている間、子どもたちが安全で充実した生活を送ることを目指します
- 児童クラブは、児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童が対象
- 保護者が就労などにより、昼間家庭にいない子どもへ家庭的機能の補完、生活の場を提供



「預かり」の
中に様々な
工夫を

8 放課後等デイサービス（障がい福祉課）

Point! 子どもの成長に寄り添って！



放課後等デイサービス 児童福祉法

- 障がいや、発達に特性がある等、支援を必要とする子どものための福祉サービス
- 6歳から18歳までの就学児童（小学生、中学生、高校生）が通うことができる
- 個別の支援計画に基づき、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行う

I 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動

II 創作活動

表現する喜びを体験でき、豊かな感性を培うことができるように。

III 地域交流の機会の提供

社会経験の幅を広げる。他の放課後等の多様な学習・体験・交流活動等との連携等、積極的に地域との交流を図る。

IV 余暇の提供

子どもが望む遊び、リラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む。ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。



9 放課後子ども教室（生涯学習課）

Point! 地域とのつながり。子どもたちの活動の場を！



- 5月 開校式
落花生とイモを植えよう
- 6月 ペーパースコップを作ろう
- 7月 七夕まつりをしよう
- 8月 都城農業高校生との活動
- 10月 落花生とイモを収穫しよう
- 11月 お年寄りとふれ合おう
干し柿を作ろう
- 12月 クリスマス会
- 1月 たこを作ってあげよう
- 2月 豆まきをしよう
- 3月 閉校式

祝吉地区
発表します！

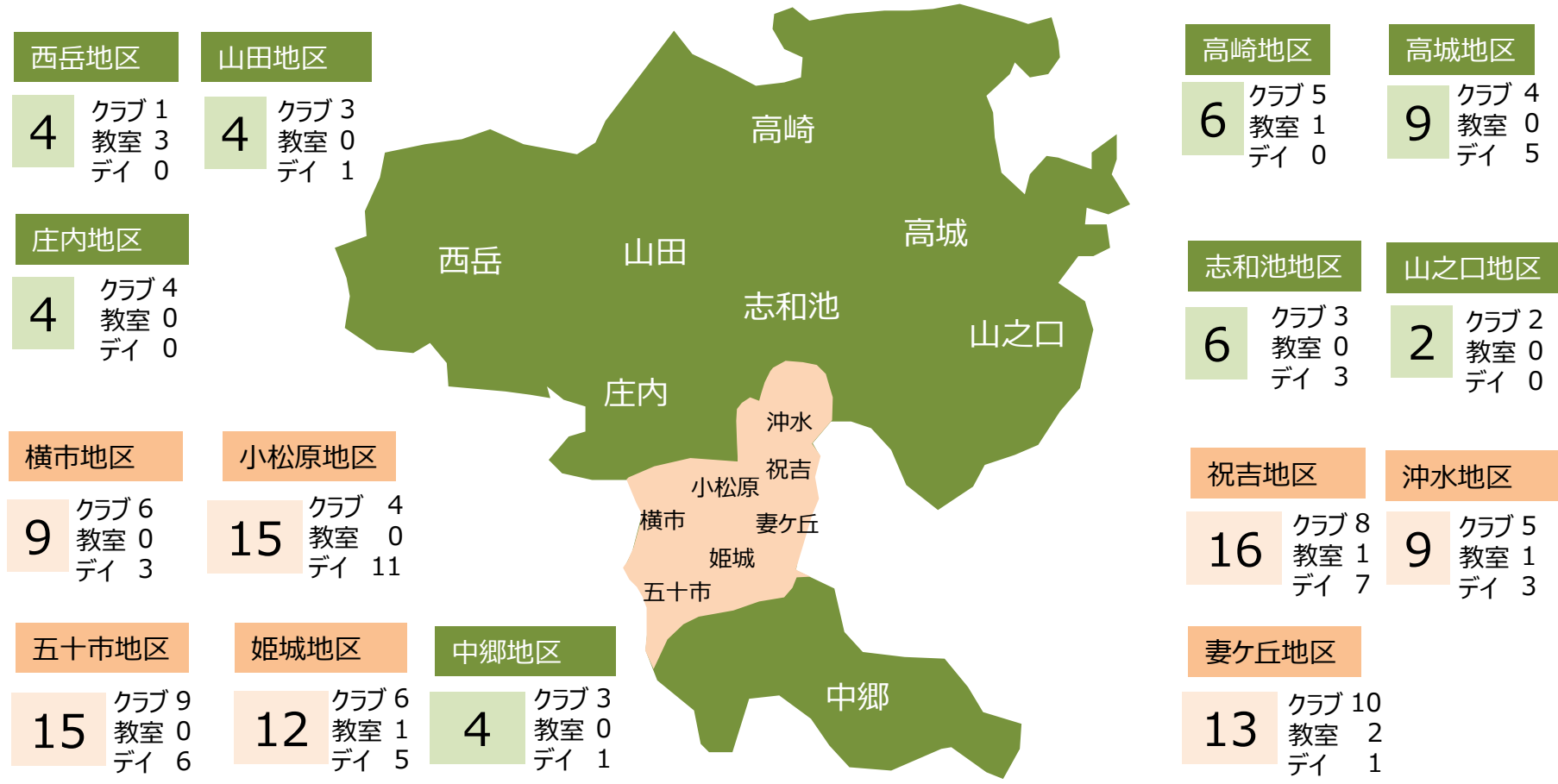




10 放課後児童への施策の分布状況

Point! 各クラブ・教室等は市街地へ集中!

放課後児童クラブ	クラブ
放課後子ども教室	教室
放課後等デイサービス	デイ



11 それぞれの課題まとめ

Point! 地理的問題や需要と供給等に課題あり!

各施策の課題点などは以下のとおり

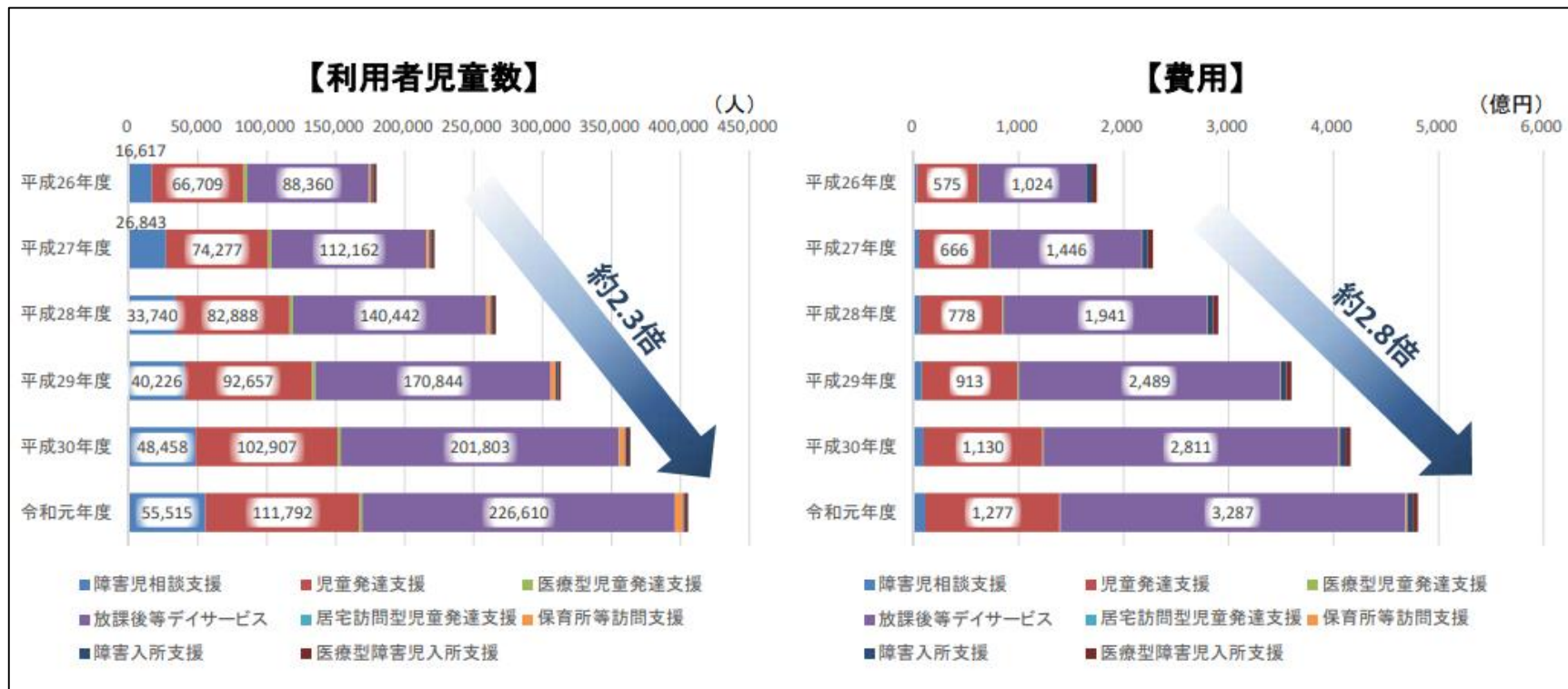
施策	放課後児童クラブ	放課後等デイサービス	放課後子ども教室
担当課	こども政策課	障がい福祉課	生涯学習課
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●希望する児童クラブに参加できない「空き待ち児童」や、クラブが足りず、利用でない「待機児童」が散見される ●山間部については、学校ごとに開設することが難しい現状がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用したい児童生徒が増加傾向であり、需要に対する供給が追いついていない現状である ●事業者によっては、単なる預かりの場となっているケースもある ●開設されている場所が市街地に集中しており、地域格差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在15地区すべてに開設されておらず、希望するすべての児童に対し、教室を提供できない現状である ●コーディネーターやサポーターなどを地域の方に担っていただくため、担い手の確保が必要である

12 子どもの特性にあった居場所づくりを

Point! 全国的に利用児童は増加傾向

展望

利用児童の増加を想定し、民間事業者への支援・監督体制の確保等



13 放課後子ども教室が目指すもの

Point! 地域で子どもを見守り、育てる仕組みづくり

展望

民間事業者の「仕事のカ」だけでなく、「地域のカ」も結集！



定年後、再就職ではなく、地域のために何かしたい。
地域の子どものためにできることはないだろうか？
そうだ、放課後子ども教室のサポーターをしてみよう！

仕事以外の生きがいづくりが
地域の活性化にもつながる



14 部局を越えた今後の展望

Point! 子どもたち一人一人のために!

放課後の児童の居場所づくりは、それぞれの施策が密接に関係している

部局を越えた連携で施策を発展!

都城市の魅力はさらに向上!

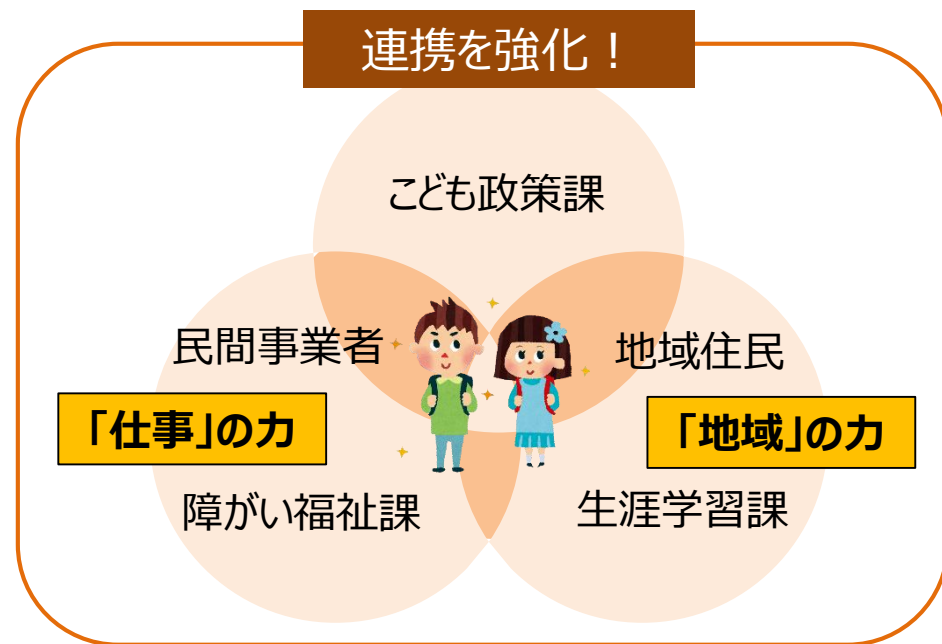


移住・定住の促進につながる



そして、

都城市民全体の幸福と発展につながっていく



新城

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市_教育委員会_教育総務課
こども部_こども政策課
福祉部_障がい福祉課
教育委員会_生涯学習課